

大田市告示第54号

大田市認定農業者等審査会設置要綱（平成26年大田市告示第120号）の一部を次のように改正する。

令和5年3月31日

大田市長 楫野弘和

第3条第2項第2号中「西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所長」を「島根県西部農林水産振興センター県央事務所大田農業部長」に改め、同条第3項第3号中「西部農林振興センター県央事務所農業普及部大田支所」を「島根県西部農林水産振興センター県央事務所大田農業部」に改める。

附 則

この告示は、令和5年4月1日から施行する。